

島田市感染拡大防止協力金 よくあるご質問 Q&A (R2.4.30 更新)

Q ケーキ屋が店内に喫茶スペースを設けているなど、複数の業務がある場合は、どうしたらいいですか。

A イートインや喫茶スペース等を設けている場合は、それを行うために飲食店や喫茶店等の許可を取得されているかどうかで判断させていただきます。許可を取得されており、イートインや喫茶スペースの営業を停止していただけることが確認できれば、協力金の対象となります。

Q 休業要請の対象施設は、具体的にどこで確認することができますか。

A 県の休業要請の具体的な対象施設は、静岡県のホームページか、以下相談センターで確認することができます。

**【静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金相談センター】**

TEL : 090-9023-8443 090-9023-8488 090-9023-8577

090-9023-8796 090-9023-8813 090-9023-8864

(受付は土日含む9:00~17:00)

市の休業要請の対象施設は、飲食店（料理店、喫茶店、居酒屋等）と宿泊施設（ホテル、旅館）です。

Q 本社は市外ですが、市内に店舗がある場合は対象になりますか。

A 市内に「事業所」があれば対象となります。

Q 複数の店舗が市内にある場合、全店舗を休業する必要がありますか。

A 要請の趣旨をご理解いただき、全ての店舗に休業のご協力をお願いします。その場合、協力金の対象となるのは、店舗ごとではなく、1事業者（事業主）に1回の交付となります。

Q 理髪店、美容院は対象となりますか。

A 対象ではありません。

Q 床面積1,000㎡以内の学習塾は対象になりますか。

A 対象ではありません。

Q お客さんを入れない形で施設を使用する場合、休業とはみなされませんか。

A 施設の維持管理に最低限必要だと判断される、従業員による施設の清掃、設備の改修などで施設に立ち入る場合は、「営業している」とはみなさないため、協力金の対象となります。

Q 県の要請対象となっている対象施設は、県の協力金 20 万円とは別に、市の協力金 30 万円をもらえるのですか。

A 県の協力金も含めて 30 万円を交付します。その場合、協力金の申請は県と市へ別々にするのではなく、市へ 30 万円の申請をしていただくことになる予定です。

Q 申請書類「休業の状況が確認できる書類」とは、SNS 等で休業を周知した場合は、申請時にその画面を見せるだけでいいのですか。

A 紙ベースでの提出が必要です。印刷が難しければ、その画面を写真に撮って提出する等、対応をお願いします。

Q 屋内と屋外が混在している施設（バッティングセンター等）は対象となりますか。

A 現時点で県は対象外の可能性が高いですが、詳細は県の相談窓口へ確認をお願いします。

Q ホテルを営んでおり、休業要請期間中に宿泊客がいる場合は、対象となりますか。

A 「ホテルが営業している」と判断される場合は、協力金の対象とはなりません。よって、休業要請期間中の既予約客・新規予約客に関しては、予約をキャンセルしていただくこととなります。ただし、24 日以前に既に宿泊している客が、休業要請期間中に入っても連泊する場合は可とします。

Q キッチンカーや露店など、店舗を持っていない場合、対象となりますか。

A 対象にはなりません。

Q フリーランスで活動していますが、休業要請を受けた施設と契約している場合は対象となりますか。

A 休業を要請している施設を運営している事業者に対しての協力金であるため、施設を運営していない場合は対象とはなりません。

Q 開店したばかりでまだ営業期間が短いですが、対象となりますか。

A 4 月 24 日以前に開業している場合は対象となります。

Q ショッピングモール等集合施設に入居していますが、要請に応じ休業した場合は対象となりますか。

A テナントとして入居している中小企業者等で、休業要請対象施設を休業した場合は対象となります。

Q フランチャイズ経営を行っているオーナーは対象になりますか。

A 経営している施設が休業要請の対象施設であれば、対象となります。